

令和 7 年度 看護学部 編入学(一般・推薦)

1

問 1 1

問 2 ① 視診 ② 触診 ③ 打診 ④ 聴診

問 3 2

問 4 1. ○ 2. × 3. ○ 4. ×

2

問 1 1, 3

問 2 4

問 3

【解答例】下記のような内容から 4 つ述べていること。

- ・ 血圧の管理，血圧が変動する動作を避ける。
(排便コントロールや入浴時の注意 (脱衣所を温める，湯の温度 (ぬるめ)，長湯をさけるなど)
- ・ 治療の遵守 (薬物・食事・運動療法)
運動療法 (再発作のリスク低減のため，有酸素運動など，適度な運動をする)
食事療法 (減塩，脂質・エネルギー調整を踏まえて，バランスよく規則正しく摂る)
薬物療法 (処方された内服薬の服薬の遵守)
- ・ 禁煙するよう説明する。
- ・ 定期受診を継続する。
- ・ 再発作の徴候を伝え、再発作の徴候が見られたら速やかに病院に報告するまたは受診する。
- ・ 職場復帰は無理のないように徐々に進めていく。

3

問 1 1, 3

問 2

【解答例】日光 (紫外線)，感染，妊娠・出産，寒冷，疲労，ストレス，喫煙，外傷，手術，薬物アレルギーのうち 2 つ，また，ステロイド薬などの治療の中断や内服忘れ等も可とする。

問 3

【解答例】下記のような内容から 2 点述べられていること。

- ・ 治療途中での自己判断によるステロイド薬の減量や中断は，病状の悪化やステロイド離脱症候群などを引き起こす危険があるため，主治医の指示通りに確実に内服する。
- ・ 副作用症状や，体調の変化に気づいたときには主治医や医療者にすぐに伝える。

- ・感染症予防のため、人混みを避ける、手洗い・うがいを励行する。
- ・感染症の兆候を説明し、徴候やいつもと違う症状を感じたら、速やかに主治医に報告・受診する。
- ・感染予防のための予防接種を受ける際は、必ず主治医に相談する。
- ・外科手術や抜歯、出産などの際には、治療が影響する場合があるため、必ず主治医に相談する。
- ・ステロイドの副作用に、満月様顔貌や中心性肥満などの外見上の変化がみられることがあるが、ステロイド薬の減量とともに軽快する。
- ・気分の落ち込みや不眠などの症状が出るため、症状出現時は主治医に相談する。
- ・ステロイドの副作用により、食欲亢進や血糖が上昇することがあるため、血糖値が上昇するようであれば、その状況に見合った食事内容の検討が必要となることがある。

など

4

問1 1. ウ 2. エ 3. ア 4. イ

問2 1. イ 2. ア 3. ウ 4. エ

問3 1

問4 1, 2, 4

5

①吸収 ②代謝 ③排泄 ④半減期 ⑤血清アルブミン値

6

問1

【解答例】

①足踏みを繰り返す

②「いちに、いちに」のようにリズムをとる

③床の目印をまたぐようにする

問2 1

7

①幼児期 ②学童期 ③学童期

8

問1 計算式： $15000 \div (95 \times 95) \times 10 = 16.62$

解答：16.6

問2 1. × 2. × 3. ○

9

問 1

【解答例】介護予防サービスが利用可能な状態。基本的な日常生活動作は自分で行えるが、一部動作に見守りや手助けが必要な状態である。(58 文字)

問 2

【解答例】①浴槽につかるよりもシャワー浴の方が呼吸への負担は少ない。

②椅子に座って呼吸を整えながら更衣をした方が、呼吸への負担が少ない。

③入浴は身体への負荷が大きく、とくに洗髪時は腕が肩より上がっていたり、顔が下に向いたりすると呼吸が苦しくなる。洗髪時も鼻カニューレを装着し、医師に指示された酸素流量を守るようにする。

④酸素カニューレをつけたまま入浴をするため、管が塞がらないように浴室の扉は開けておく必要がある。換気が悪いと息苦しくなるため、換気目的にもなる。

10

【解答例】地域連携クリニカルパスの目的は、医療機関から在宅までの医療の継続的な提供である。急性期病院から回復期リハビリ病院を経て早期に自宅に帰れるような「診療計画」を作成し、治療を受ける全ての医療機関で共有して使用するものである。

11

問 1 2. 3

問 2 3

12

【解答例】

1. 誤り部：医師から説明されたように、クラミジア抗原陰性のパートナーであれば、治療は不要です。

適切な説明：医師から説明されたように、クラミジア抗原陰性のパートナーであっても、治療は必要です。

2. 誤り部：症状が顕在化しやすいため、症状に気づいたらすぐに病院を受診してください。

適切な説明：症状が顕在化しにくいため、症状に気づいたらすぐに病院を受診してください。

13

【解答例】

労働者災害補償の観点から労働基準法で分類し定められた疾病のことで、使用者は労働者の疾病の発症要因が業務上と判定された場合、その疾病に必要な療養費用を負担しなければならない（労働基準法 75 条）。(95 字)

14

【解答例】

- ① 健康寿命の延伸
- ② 栄養・食生活
- ③ 心の健康
- ④ 喫煙
- ⑤ 循環器病

※②と④は順が不一致でも正解とする